

データセット(有償)利用の流れ

ARIMにおけるデータ利用は、以下の4つのステップで進みます。
各段階で必要となる手続きやご協力をお願いする作業がございますので、
申請や書類提出の際は余裕をもってご対応ください。

- ① 会員登録(随時:無料)**
日本国内居住者かつ法人所属の方が対象です。
会員登録では料金は発生しません。
- ② 利用申請(随時:無料)**
 - ◎利用者による申請内容
 - ・利用責任者の設定
 - ・共同利用者の設定
 - ・各種同意事項の確認
 - ◎事務局による対応
 - ・課題の承認と課題番号の付与
 - ・料金体系の確認
 - ・請求書発行
- ③ ダウンロード許可(入金確認後)**
事務局で入金の確認後にダウンロード権限を付与します。
年度末までダウンロードが可能となります。
- ④ 利用報告書の提出(年度末)**
利用報告書をご提出ください。(事務局よりご案内します。)
提出後、翌年度にポータルサイトで公開されます。

お気軽にアクセスしてください

ARIM Japan 公式サイト
<https://nanonet.go.jp/>



ARIMデータポータル
https://nanonet.go.jp/data_service/



◎問い合わせ先



データポータルサイト ヘルプデスク
https://nanonet.go.jp/data_service/



2025年12月 改訂版発行

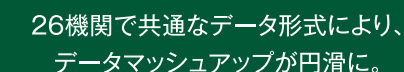
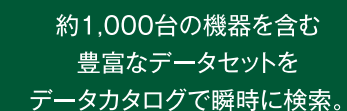
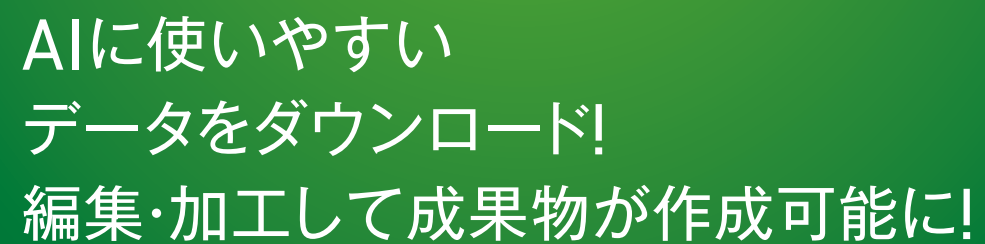
ARIMデータポータル

データ利用する方へ
知っていただきたいこと

Advanced Research Infrastructure
for Materials and Nanotechnology in Japan

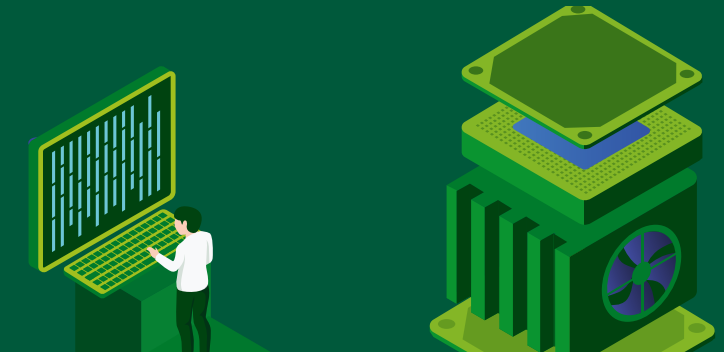


文部科学省 マテリアル先端リサーチインフラ



開示・提供・共有・公開・
譲渡・貸与・利用などが可能

① ダウンロードできるデータの種類と各データについて



○ 構造化データ

ARIMシステム、または、本事業機関が独自に作成したプログラム、もしくは、本事業機関が購入したソフトウェア等によって、加工、編集、抽出、統合、集計、分析等を行ったデータ。



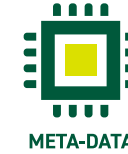
●機械可読性化データ

登録データを事業機関が独自に作成したコードやプログラム、もしくは事業機関が購入したソフトウェア等によって、加工、編集、抽出、統合、集計、分析等を行ったデータ。



●グラフデータ・表データ

機械可読性化データ等から事業機関が独自に作成したコードやプログラム、もしくは事業機関が購入したソフトウェアによって、一次元図、二次元図、三次元図といったグラフや可視化図として出力したデータ、もしくは表組として出力したデータ。



●選定メタデータ

測定情報、装置設定情報、材料情報等のメタデータのうち、事業機関で定めた項目を抽出、および語彙の変換や表記の統制を行ったデータ。



●データセット

データ登録者が申請した利用課題単位ごとに登録データ、および機械可読性化データ、グラフデータ、表データを事業機関の仕様で一体化したもの。



●データカタログ

データセットの概要が抄録としてまとめられたものであり、データセットに書誌情報や選定メタデータのリスト等を加えて事業機関で組版化したもの。



ダウンロード

○ ライセンスデータ

データ利用申請により
ライセンス許諾された構造化データ



加工 or 編集 or 翻案

○ 派生データ

ライセンスデータについて、
加工・編集・翻案されたデータ



○ 成果物



ライセンスデータや派生データを利用して作成した創作物

- ① ライセンスデータ、派生データの表示を全く含まないもの
- ② 許容される量^{※1}を超えない範囲内で、ライセンスデータや派生データを含む論文
※1 許容される量とは…本事業が定めるガイドライン参照。
- ③ ライセンスデータに加工や編集を加えることにより、新たな学術的、もしくは技術的な価値を付与された派生データ^{※2}を含むもの
※2 ライセンスデータと実質的に同一であるものを除く。

【成果物の例】



論文



プログラム



AIモデル



データベース



サービス・製品



ビジネスモデル

2 各データの利用目的と利用許諾、利用期間、ライセンスの付与対象



各データの利用範囲

	ライセンスデータ	派生データ	成果物
学術目的での利用	○ ※利用者のみ	○ ※利用者のみ	○
研究開発目的での利用	○ ※利用者のみ	○ ※利用者のみ	○
営利・商用目的での利用	×	×	○
二次利用	○ ※学術・研究目的に限る	○ ※学術・研究目的に限る	○
公開・開示・共有 ※共同研究の場合も含む。	×	×	○
譲渡・貸与 ※共同研究の場合も含む。	×	×	○



データの利用期間

本サービスの利用期間は、契約開始日から当該年度末まで



データ利用のライセンスを付与する対象

国内の産官学の機関が保証する研究者・技術者

1 外為法の要件を満たす者



日本国に居住する日本人や6ヶ月以上日本国に居住をする外国人など外為法上の居住者。ただし居住者であっても特定類型に該当する場合は事前に経産省の許可が必要。

2 日本国内の法人に属し、法人が事業内共用の利用を承認する者



以下の方へは、アクセス権を付与しません。



海外の研究機関や企業に所属する方



法人に属さない個人（日本人含む）

居住者の定義

	居住者	非居住者
日本人	① 我が国に居住する者 ② 日本の在外公館に勤務する者	① 外国にある事務所に勤務する目的で出国し、外国に滞在する者 ② 2年以上外国に滞在する目的で出国し、外国に滞在する者 ③ 出国後外国に2年以上滞在している者 ④ 上記①～③に掲げる者で、一時帰国し、その滞在期間が6ヶ月未満の者
外国人	① 我が国にある事務所に勤務する者 ② 我が国に入学後6ヶ月以上経過している者	① 外国に居住する者 ② 外国政府または、国際機関の公務を帯びる者 ③ 外交官または、領事館および、これらの随員または、使用人（ただし、外国において任命または、雇用された者に限る。）
法人等	① 我が国にある日本法人等 ② 外国の法人等の我が国にある支店、出張所、その他の事務所 ③ 日本の在外公館	① 外国にある外国法人等 ② 日本法人等の外国にある支店、出張所、その他の事務所 ③ 我が国にある外国政府の公館および国際機関

※上図によらず、アメリカ合衆国軍隊、国際連合の軍隊および、これらの構成員等は、非居住者

3 データ利用の際の禁止行為、表記ルール、利用報告書の作成について



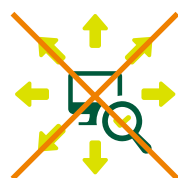
禁止行為

ライセンスデータ・派生データの利用についての禁止行為



ユーザー以外の第三者に対し、開示、提供、共有、公開、譲渡、貸与、もしくは利用させること。

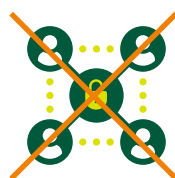
※学術目的・研究開発目的での使用も含む。



以下のサーバやデータベースでの公開、もしくは閲覧できる状態にすること。

- プレプリントサーバ
- データベース
- データリポジトリ
- 大学・公的機関リポジトリ等のサーバやシステム

※アクセス制限の有無にかかわらず、禁止とする。



以下のサーバやデータベースで、データ共有の状態にすること。



出版社や学術団体への譲渡、提供。論文やサブリメンタルデータとして公開する行為。

※学術目的・研究開発目的での使用も含む。



学術目的・研究開発以外の目的での使用、または二次利用

※ライセンスデータ、派生データを用いた論文投稿等への利用は可能。その場合は、「非公開、非開示、非共有」とする。



営利・商用の目的で使用、または二次利用

営利・商用目的での使用、二次利用とは？

- 1 販売、貸与、利用許諾すること。
- 2 書籍や電子版体などのコンテンツ、もしくはその一部のサンプルデータとして出版し、配布し、頒布すること。
- 3 データベースやウェブサーバを構築し、第三者へのデータ提供による営利・商用による事業やサービスを行うこと。
- 4 ライセンスデータ・派生データの内容を開示したセミナーや講演会を行うこと。
- 5 ライセンスデータ・派生データを開示しない場合でも、これらのデータに基づき、有償または営業活動としてのセミナーや講演会を行うこと。

※政府や大学法人が主催、共催、後援をする講演会等や事業従事者が発表する場合を除く。



データ利用時の表記ルール

表記ルール 1 ライセンスデータを利用した成果を公表、発表等を行う場合
出典として、各データセットに付されている引用表記を記載する。

表記ルール 2 明示的な引用表記がない場合
データセット名、データセット責任者名、データセットのURLを引用する。

表記ルール 3 ライセンスデータを利用した成果を論文やプレスリリースで発表する場合
謝辞として以下の記載、もしくは類する表現を明記する。

日本語表記

本成果の一部は文部科学省マテリアル先端リサーチインフラ事業 (ARIM) のデータを活用しています。

英語表記

Part of these results are based on data from Advanced Research Infrastructure for Materials and Nanotechnology in Japan (ARIM) Project of the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology of Japan (MEXT)

利用報告書の作成

本サービス利用期間中、各年度の終了後に、
当該年度に一度でもデータセットをダウンロードされた利用責任者、または共同利用者の方は、
ライセンスデータの利用事例や成果等について、**利用報告書**を提出していただきます。



Q & A コーナー



Q1 ライセンスデータの**利用可能な期間**は？

利用が承認された日より当該年度末（3月31日）までとなります。
（例：承認日が12月20日の場合…翌年の3月31日まで利用可能）

Q2 データセットの**ライセンスレベル**とは？

Openレベル（無償）とLicenseレベル（有償）があります。
データセットの右上に「Open」「License」のアイコン表示があります。

Open

License

Q3 ライセンスデータに関する**権利**は？

ライセンスデータに関する権利、データカタログ等に含まれる著作物の著作権、
ならびにその他の一切の権利は、機構、事業機関、またはデータ登録者に帰属しています。
機構は、これらの権利について契約者（ユーザー）へ譲渡するものではありません。

Q4 **年度ごと**に利用契約を行うのでしょうか？

はい、年度ごとの契約を行います。自動更新は行いません。
そのため、年度を越えてからのライセンス申込は、契約が確認されていない場合には
ファイルのご提供ができなくなります。

Q5 **二次利用**とは、どのようなものですか？

本事業による「二次利用」とは、当該データを加工、編集、翻案などを行う利用形態を指します。

Q6 **利用契約の終了後**、ライセンスデータや派生データは利用はできますか？

いいえ、できません。提供されたファイルの消去を求めるものではありませんが、
いかなる者に対しても、また口頭、文書、アップロード、送信等のいかなる態様においても、
開示、提供、共有、公開、譲渡、貸与してはならず、また、ユーザー以外の者に利用許諾、
もしくは利用可能とさせてはなりません。

Q7 **派生データの権利**はどのようになっていますか？

ライセンスデータの二次利用によって作成された派生データについて、
機構は、所有権および利用権を主張しませんが、派生データがライセンスデータから派生したものであることから、
機構は、ユーザーによる派生データの利用について、約款に規定する利用条件を付する権利を留保します。

Q8 **利用契約の終了後**、成果物は使用できますか？

はい、できます。
成果物の著作権・知的財産権は、契約者（ユーザー）に帰属するため、
制限なく使用することが可能です。

Q9 **データセット（有償）の申し込み**はどのように行うのですか？

会員登録 → 利用申請 → お支払い → ダウンロード可 となります。

Q10 **申し込みからダウンロードができるまでに** **どれくらいの時間がかかりますか？**

原則、入金確認後 3営業日以内にダウンロード可となるご案内をいたします。

Q11 ライセンスデータから「**成果物**」となっているか**不安**です。 どのように判断すればよいでしょうか。

ご判断の一助として「データ利用に関するガイドライン」を用意しております。
https://nanonet.go.jp/data_service/page/guideline.html



こちらにも類型の記載がない場合には、お気軽にお問い合わせください。